宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第１２条の規定に基づき、包括連携協定（以下「協定」という。）の締結及び連携事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定締結に向けた協議の進め方）

第２条　協定締結に向けた協議については、次の各号に掲げる事項に留意の上行うものとする。

　(１)　実施要綱に規定する目的、基本的な考え方、連携事業の基準その他の重要事項について、説明すること。

(２)　当該事業者等の社会貢献活動の実績及び体制について聞き取り調査を行い、協定締結後に連携事業が確実に実施できる見込みがあること。

(３)　連携事業の具体的な内容及び実施方法について明確にすること。

(４)　市及び事業者等の双方にとってメリットがあるかどうかを判断し、市からの一方的な要望を行うことなく、対等な関係で協議を進めること。

(５)　事業者等には市の課題について理解してもらうとともに、本市のまちづくりについて有益となる連携事業を提案してもらえるよう働きかけること。

(６)　包括連携協定の締結を理由に契約の締結、補助金の交付等に関して優先的な地位が与えられるものでないこと。

（役割分担）

第３条　協定締結に向けた協議及び連携事業の総合調整は企画政策課が行うものとし、連携事業の実施は各担当課が行うものとする。

２　事業者等から連携事業の提案があったときは、企画政策課が連携事業に関係する担当課と協議し、担当課が当該連携事業の実施の可否を決定する。

３　担当課が連携事業を提案しようとする場合は、企画政策課と事前協議をした後、企画政策課又は担当課が事業者等と協議の上、当該担当課が当該連携事業の実施の可否を決定する。

４　前２項の規定により、連携事業の実施の可否を決定したときは、企画政策課が事業者等にその旨を連絡するものとする。

　（連携事業における成果検証）

第４条　連携事業における成果検証については、次のとおりとする。

(１)　市は、連携事業終了後、事業者等に対し実績報告書（様式は、任意とする。）の提出を求め、また、事業者等から実績報告書の提出を求められた場合は、これに応じるものとする。

(２)　前号の実績報告書を基に市及び事業者等が協議を行い、連携事業の成果について検証する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和３年７月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、令和６年９月１日から施行する。